

災害時対応 共通編

災害時対応 共通編 目次

1.	発災時の緊急連絡体制	1
2.	発災後の対応および役割分担	1
3.	三河港災害時対策会議の設置	4
	(1) 三河港災害時対策会議	4
4.	復旧目標・復旧優先順位	5
	(1) 復旧目標	5
	(2) 復旧優先順位	6
5.	発災時散乱物・漂流物の仮置きヤード	11
6.	発災時の概略点検（発災時概略点検マニュアル）	11
7.	港湾施設被害状況等の整理・報告	11
8.	緊急物資の輸送	12
	(1) 緊急物資輸送における実施体制	12
	(2) 緊急物資輸送における港湾機能の回復目標	13
	(3) 緊急物資輸送	14
	(4) 情報の発信	28

1. 発災時の緊急連絡体制

大規模災害発生時、三河港の港湾機能の継続を図るため、緊急の連絡体制をとり、災害時対策会議を設置する。対策会議では、関係者間で必要な情報の共有を図るとともに、応急復旧方針など各種対応に向けた調整を行う。

- ⇒ 「発災時の緊急連絡体制」
- ⇒ 「緊急連絡先一覧」
- ⇒ 「関係機関の立地図」
- ⇒ 「災害時対策会議の開催基準」

2. 発災後の対応および役割分担

港湾物流は、様々な関係者の協働により機能している。このため、災害発生時もしくは災害発生の恐れがある場合は、船舶の入港⇒着岸⇒荷役⇒保管・仕分け・通関⇒陸送までのすべての関係機関が連携して対応にあたる。

各機関の詳細な役割及び災害時のタイムライン等については、個別災害編を参照とする。

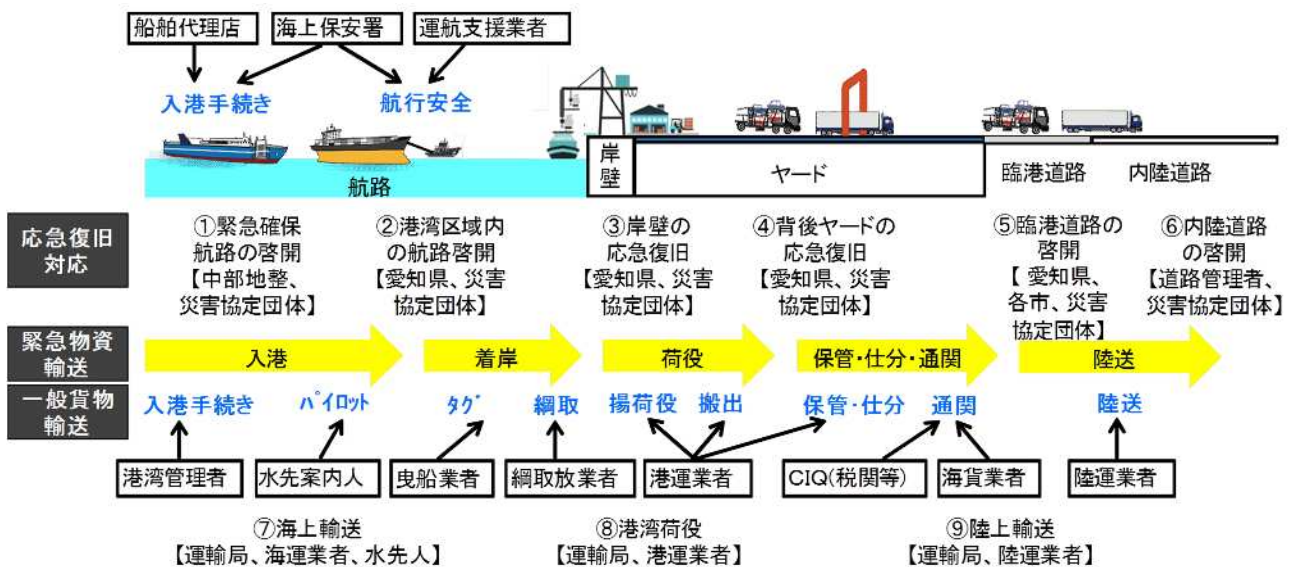


図-1 三河港における関係機関の連携イメージ

現況体制におけるボトルネック解決策を、発災後の時系列で整理する。

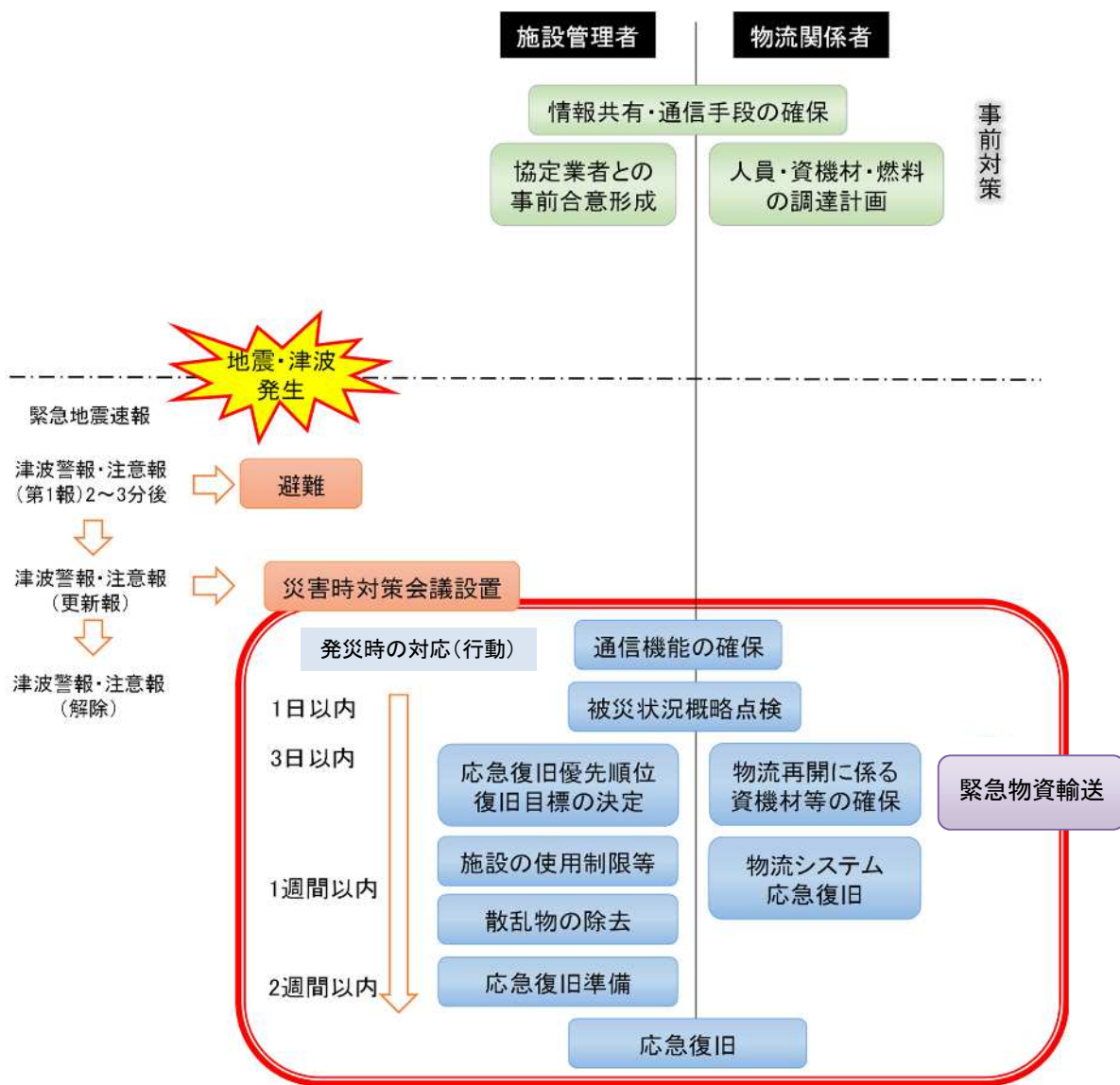


図-2 発災後の対応（行動）の位置付け【地震・津波発生時】

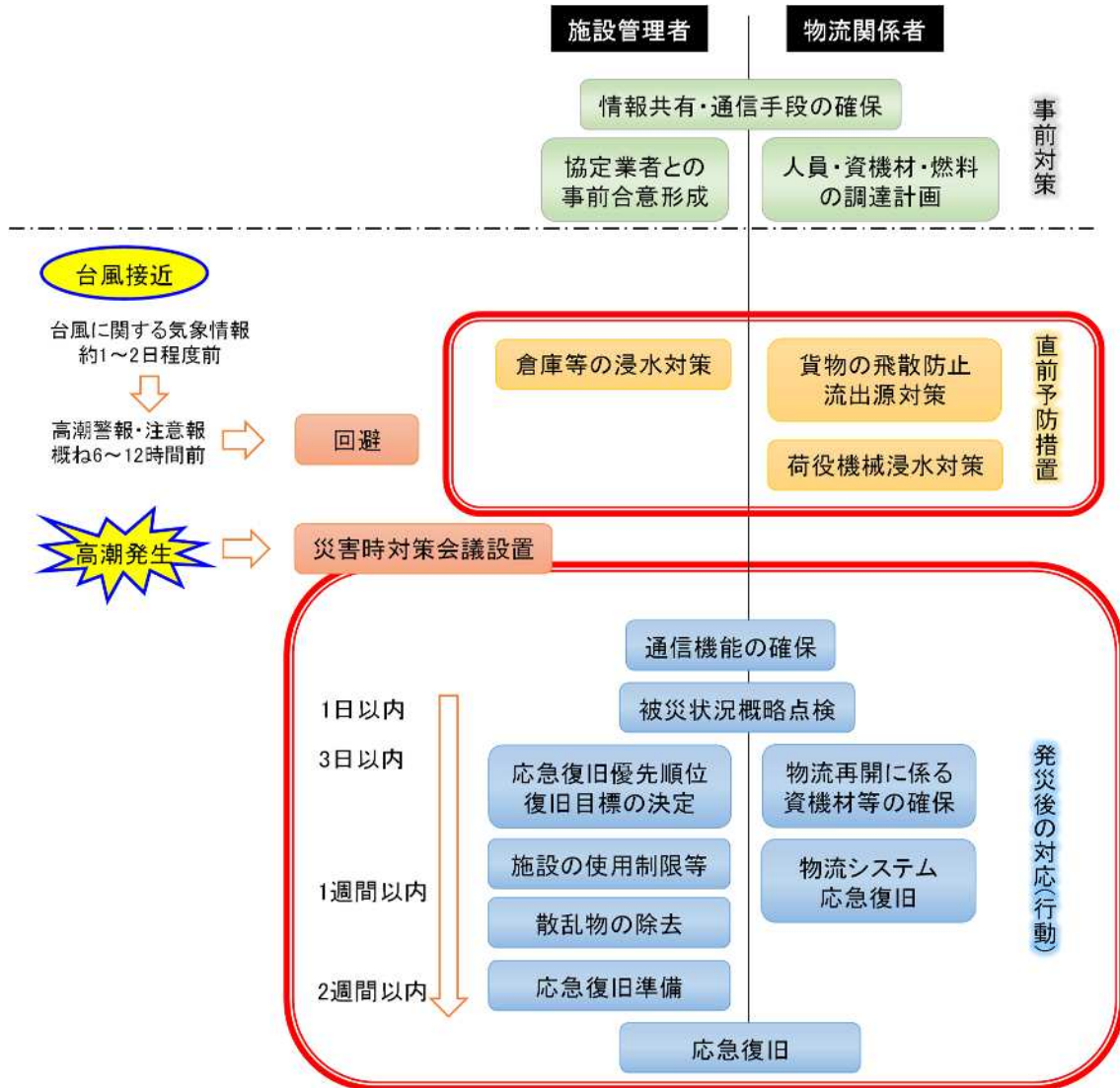


図-3 直前予防措置および発災後の対応(行動)の位置付け【高潮】

3. 三河港災害時対策会議の設置

(1) 三河港災害時対策会議

災害時対策会議は、三河港の被害状況を鑑みて港湾管理者が設置を決定し、本部の場所や参集日時を参加メンバーに周知させる。災害時対策会議では、関係者全員が参集し、施設の被害状況や応急復旧状況、応急復旧優先順位、応急復旧見通しなどの情報交換を行うとともに、限られたバースの利用調整等について議論する。



図-4 三河港 BCP 協議会（平常時）および三河港災害時対策会議（発災時）の設置イメージ

⇒ 「三河港災害時対策会議規約」

4. 復旧目標・復旧優先順位

(1) 復旧目標

復旧目標は、下表に示すとおりであり、目標復旧期間は、緊急物資輸送が終了する発災後1ヶ月目以降、早期に復旧を終えた施設から一般貨物の取扱いを再開し、さらにその後1ヶ月以内（発災後2ヶ月以内）に使用可能な施設の応急復旧工事を完了すると設定した。また、目標物流回復率は、被災規模により異なるが、80%以上の回復率を目指す。

緊急物資輸送の終了を発災1ヶ月後と想定しているものの、復旧ができた施設（調査・点検が終わったもの）の内、利用調整を図った上で一般貨物の取扱を再開する。

表-1 復旧目標

目標復旧期間	発災後 2ヶ月以内
目標物流回復率	80%以上 ※被災規模により異なる

- 目標復旧期間は、緊急物資輸送が終了する発災後1ヶ月目以降、早期に復旧を終えた施設から一般貨物の取扱いを再開し、その後1ヶ月以内に使用可能な施設の応急復旧工事を完了する。

- 目標物流回復率

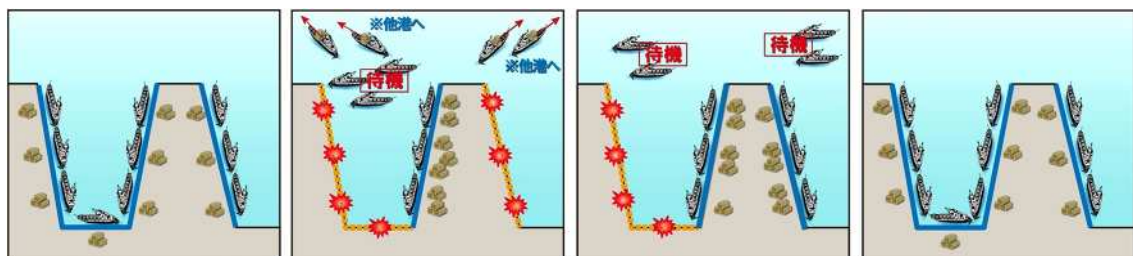
$$= \text{必要バース延長回復率} = \frac{\text{利用可能なバース延長(m)}}{\text{必要バース延長(m)}}$$

発災時の必要バース延長は、雑貨換算貨物量÷発災時の利用推水準(1,400トン/m)

- 目標物流回復率は、施設規模により異なるが、大略80%以上の回復率を目指す。

※1) 荷主のニーズ、復旧資機材の調達性などを勘案して、復旧期間の短縮を目指す。

※2) 施設の耐震化や利用水準の高度化等により、物流回復率100%を目指す。



(1)通常時(災害前)

(2)被災後(2週間)

・利用可能な施設で一部の貨物の荷役を再開

(3)被災後(2ヶ月)

・施設の回復により、バース調整の下で自港で目標貨物量の荷役を再開

(3)被災後(2年)

・引き続き施設の復旧を行い、通常時の利用状況に戻す。

図-5 物流機能回復の基本的な考え方（被災～復旧までの流れ）

(2) 復旧優先順位

1) 優先的に応急復旧する岸壁の抽出

表-2は、対象災害のうち、地震・津波を対象とした被害想定結果に基づいて、地区ごとに比較的被害が小さい岸壁（応急復旧により早期供用開始が可能と想定される岸壁）を抽出したものである。また、緊急物資輸送に使用する耐震強化岸壁を最優先に復旧するものとしている。

下表の岸壁を応急復旧し、利用調整を行いながら供用を再開することで、前述の目標物流回復率（80%）を達成することが可能となる。

表-2 優先的に応急復旧する岸壁（案）

ふ頭名	施設名	水深 (m)	利用可能延長(m)			優先度
			コンテナ	完成自動車	その他貨物	
神野ふ頭	神野ふ頭 7-4 号岸壁 (1B) (耐震)	-12.0	*1)		74	最優先
	神野ふ頭 8 号岸壁 (1B)	-12.0	*2)		69	優先
船渡ふ頭	船渡ふ頭 3号岸壁 (6B) (耐震)	-4.5	-	-	240	最優先
蒲郡ふ頭	蒲郡ふ頭 7 号岸壁 (1B)	-5.5	-	-	90	優先
	蒲郡ふ頭 8 号岸壁 (3B)	-7.5	-	-	390	優先
	蒲郡ふ頭 9 号岸壁 (1B) (耐震)	-10.0	-	-	185	最優先
	蒲郡ふ頭 11 号岸壁 (1B)	-11.0	-	-	250	優先
	竹島ふ頭 2 号岸壁 (1B)	-7.5	-	-	134	優先
田原ふ頭	田原ふ頭 2 号岸壁 (1B) (耐震)	-5.5	-	-	100	最優先
御津ふ頭	御津ふ頭 1 号岸壁 (2B)	-5.5	-	-	200	優先
合計（計 10 パース）					1,732	

*1) 神野ふ頭 7-4 号岸壁（260m）では、週 5 日コンテナ貨物を取扱うことから、週 2 日完成自動車等を取扱うものとし、 $260\text{m} \times 2/7 = 74\text{m}$ を完成自動車およびその他貨物と設定

*2) 神野ふ頭 8 号岸壁（240m）では、週 5 日コンテナ貨物を取扱うことから、週 2 日完成自動車等を取扱うものとし、 $240\text{m} \times 2/7 = 69\text{m}$ を完成自動車およびその他貨物と設定

注) 利用可能延長（m）は、大型岸壁換算岸壁延長であり、実際の岸壁延長とは必ずしも一致しない

応急復旧後の施設利用方針（案）を以下に示す。



図-6 施設の利用方針（案）

2) 岸壁および道路の復旧優先順位（案）

岸壁および道路の復旧優先順位の考え方を以下に示す。

岸 壁

①耐震強化岸壁

緊急物資輸送に使用する耐震強化岸壁を最優先に復旧する。

②応急復旧により使用可能な岸壁

以下の点に着目し、地区ごとに応急復旧順位を決定し、順次復旧→利用調整を行いながら供用を再開する。

<着眼点>

- ・被害が小さく早期応急復旧が可能な岸壁
- ・耐震強化岸壁と隣接する連続バース
- ・主要貨物を多く扱う復旧効果の高い岸壁

道 路

「優先応急復旧岸壁」と「くしの歯ルート」を接続する道路を「優先的に復旧および啓開する道路（優先復旧する道路）」として抽出し、最優先に復旧する。

※「くしの歯ルート」とは、中部地方整備局が、津波被害想定（内閣府）をもとに、緊急輸送道路（各県策定）ネットワークの中から優先的に啓開すべきとして選定した道路を指す。

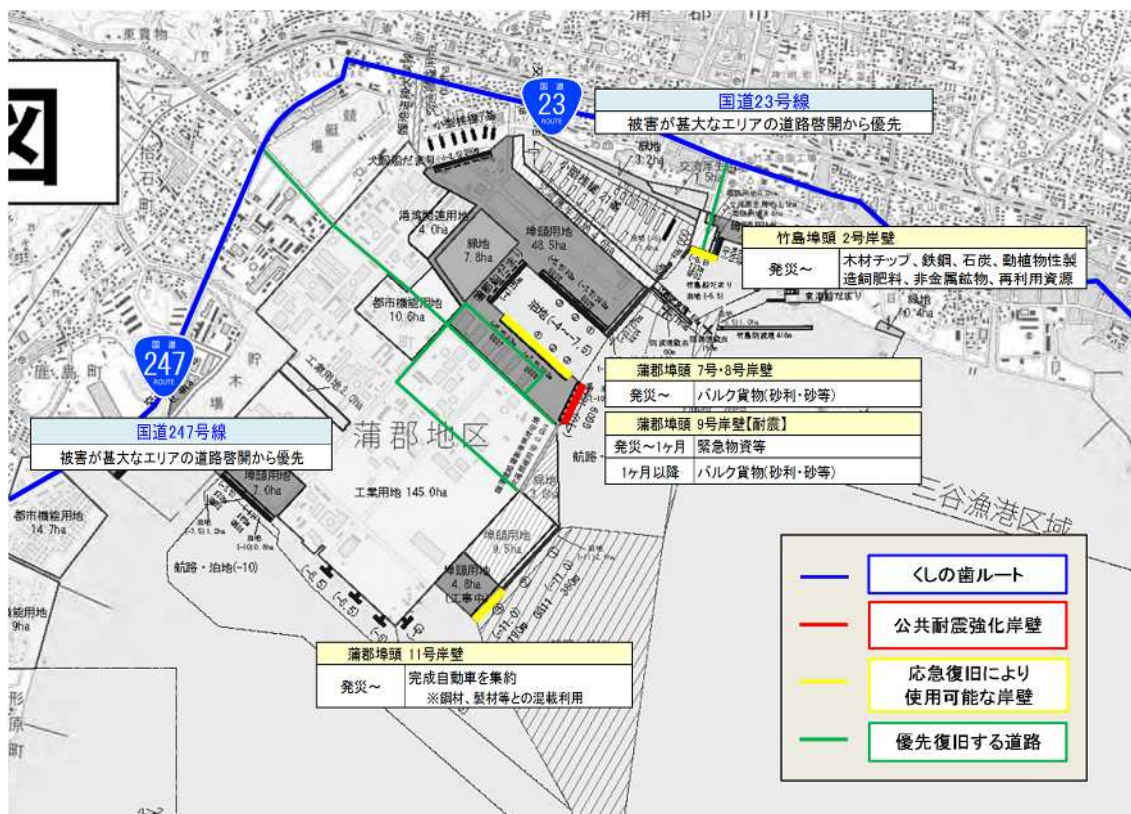


図-7 背後道路を含めた優先応急復旧施設（案）（蒲郡地区）

4. 復旧目標・復旧優先順位

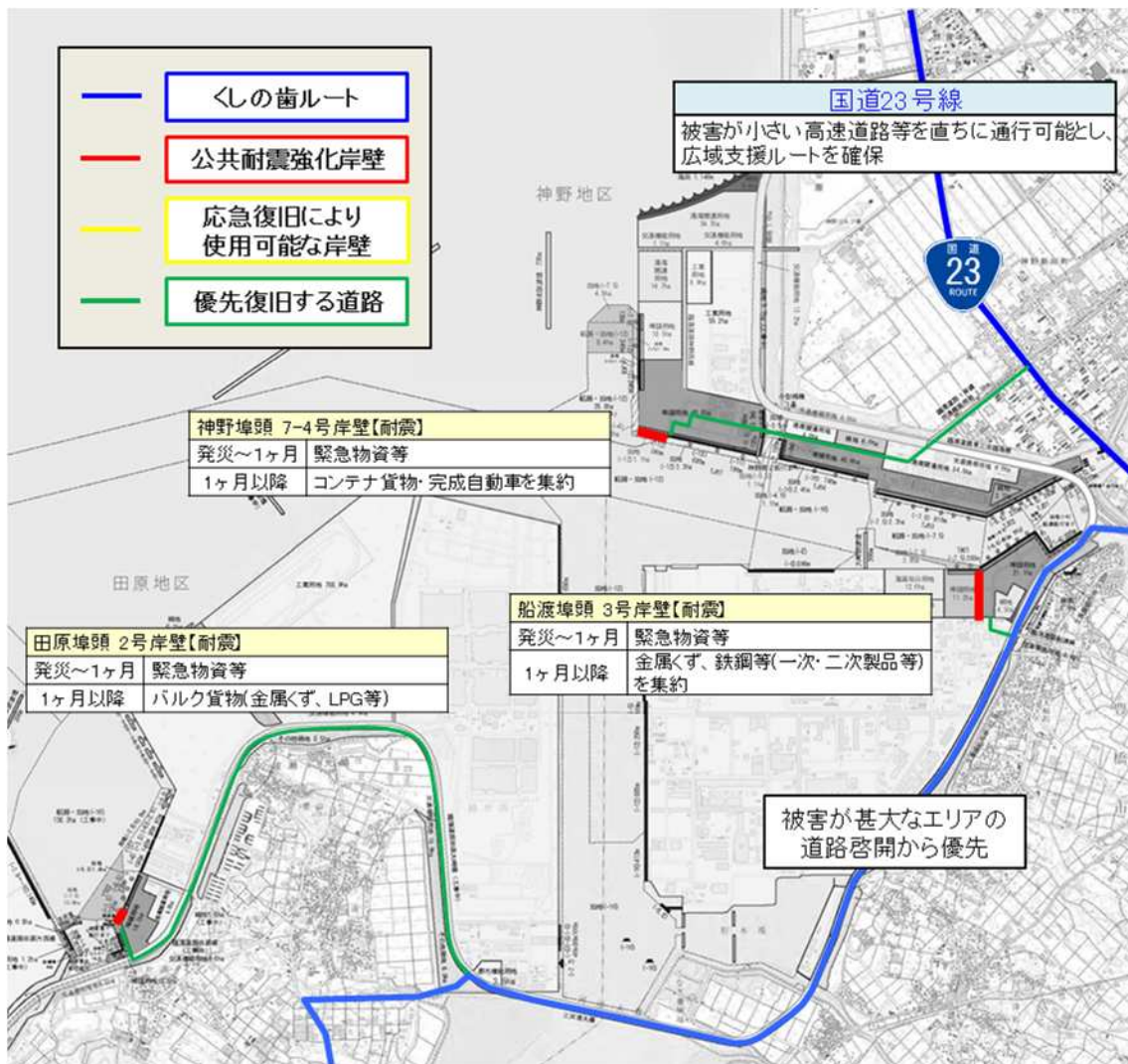


図-8 背後道路を含めた優先応急復旧施設(案)(神野地区・田原地区)

3) 航路・泊地の復旧優先順位 (案)

航路・泊地

①耐震強化岸壁までの航路
緊急物資輸送に使用する耐震強化岸壁への航路を最優先に航路を啓開する。

②応急復旧岸壁までの航路
「応急復旧により使用可能な岸壁」の利用に必要な航路を「優先的に啓開する航路」として抽出

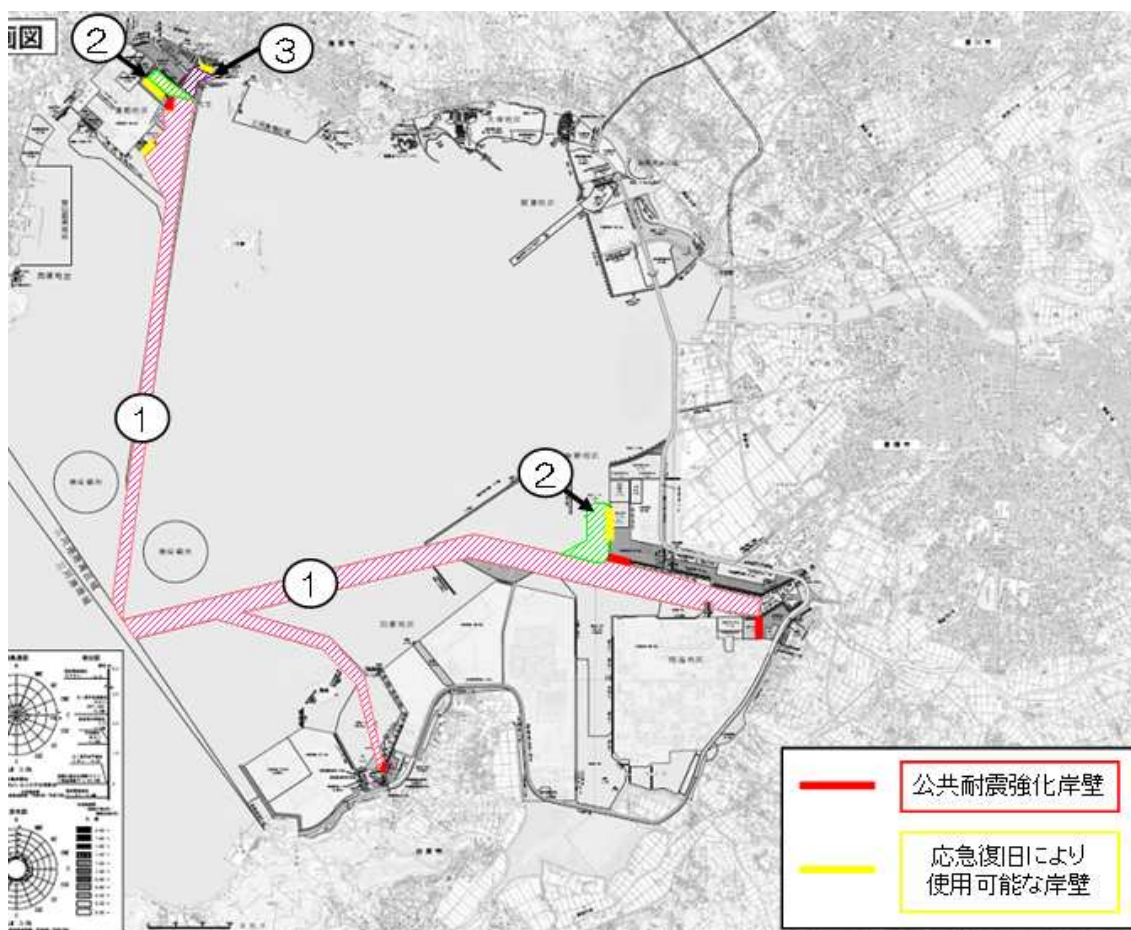


図-9 航路の優先応急復旧順位 (案)

5. 発災時散乱物・漂流物の仮置きヤード

災害により発生する散乱物や漂流物を回収した後に仮置きするヤードを定め、被災状況に応じて活用する。

⇒「発災時散乱物・漂流物仮置きヤードの候補地」

6. 発災時の概略点検(発災時概略点検マニュアル)

地震・津波、高潮等の大規模災害発災時に、三河港における物流の早期供用再開を図るためには、施設の被災状況を速やかに把握し、事後の対応方針を早期に決定していく必要がある。

そのために、現地近くの港運会社に、普段使用いただいている港湾施設の現地点検について『可能な範囲での協力』をお願いし、被災状況に関する有用な情報を「三河港災害時対策会議」に報告いただくことを計画している。

そこで、現地近くの港湾労働者が、専門的知識が無くても、簡易かつ短時間に被災状況の把握に必要な最低限の情報収集ができ、かつ結果を簡潔に対策会議に報告するための「発災時概略点検マニュアル(案)」を活用する。

⇒「発災時概略点検マニュアル」

7. 港湾施設被害状況等の整理・報告

発災時概略点検の結果は、「港湾施設被害状況等整理表」に集約し、三河港災害時対策会議に報告する。

⇒「港湾施設被害状況等整理表」

8. 緊急物資の輸送

(1) 緊急物資輸送における実施体制

緊急物資輸送ルート確保のため、中部地方整備局及び港湾管理者（愛知県）から発せられる情報をもとに、中部地方整備局三河港湾事務所、愛知県三河港務所、中部運輸局海事振興部、名古屋海上保安部が主体となって、災害協定団体、運輸・物流関連団体、CIQ 部局、道路関連部局等と連携・協働を図りながら早期の港湾機能回復に向けた、応急復旧活動を行う。

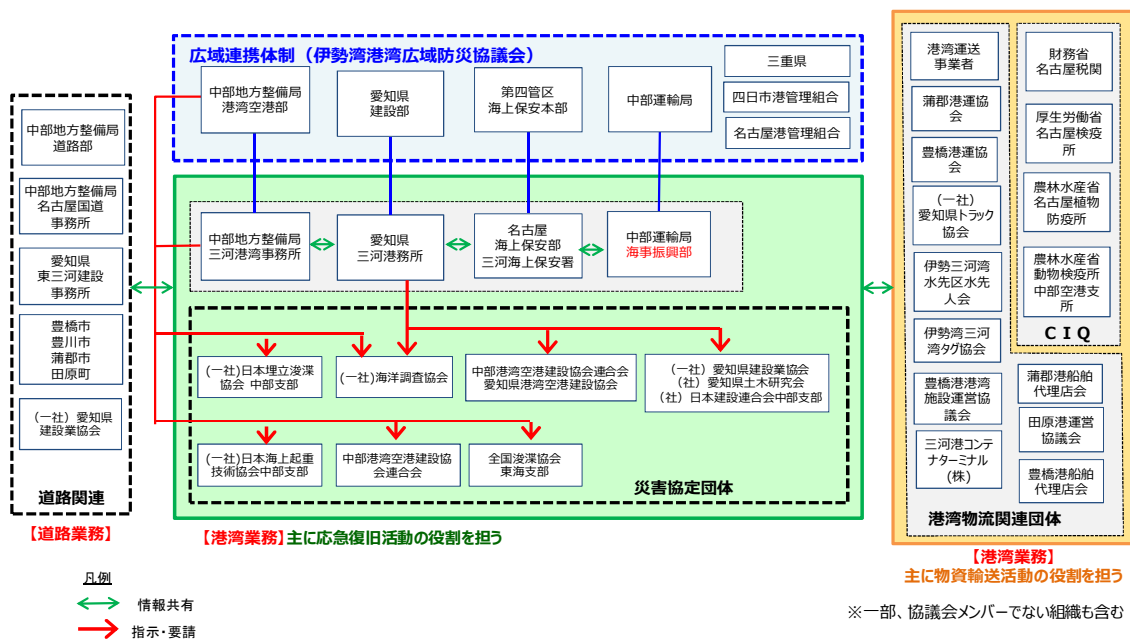


図-10 三河港における連携・協働体制

(2) 緊急物資輸送における港湾機能の回復目標

1) 目標設定の前提条件

港湾機能の回復目標の設定にあたっての前提条件は以下のとおり。

前提条件
○回復目標を設定する上で、津波警報・注意報の解除を発災 24 時間後と想定する。
○津波警報・注意報が解除されるまでの間に、中部地方整備局は被災情報や強震計、GPS 波浪計等の観測データに基づく被害想定により航路啓開及び施設復旧の範囲・対象を絞り込むなどして、解除後の対処行動の迅速化を図る。

2) 回復目標の設定

緊急物資輸送の機能回復目標については、被災地における緊急物資備蓄量を 3 日分と想定して、海上からの緊急物資の供給を早期に開始することを目標とする。

発災後 3 日以内に、最小限の海上輸送ルートを確認するものとし、その後、発災後 7 日以内に順次、緊急物資輸送ルートの拡充（耐震強化岸壁を中心として、緊急物資、要員・資機材等の大量受入・輸送体制を確立）を図ることを目標とする。

目標時間	回復目標
発災後 3 日以内	○最小限の海上輸送ルートの確保
発災後 7 日以内	○緊急物資輸送ルートの拡充

3) 復旧の優先順位の考え方

復旧の優先順位は、緊急物資輸送における機能に加えて、復旧に要する日数や道路啓開の状況等を総合的に判断して決定する。

優先的に確保すべき海上輸送ルート	考え方
耐震強化岸壁	緊急物資輸送のための耐震強化岸壁に係るルート
その他	その他救援活動等の円滑な実施に資する岸壁に係るルート

4) 暫定共用

緊急物資輸送を開始するため、被災状況及び緊急物資輸送船舶の諸元等に応じて施設供用の範囲や水深を決定する等により、積極的に暫定供用を行う。

- 暫定供用は緊急物資輸送船が安全に航行・離着岸できる範囲とし、対象船舶の船型や航路・泊地の形状、現場条件等を踏まえ、中部地方整備局、港湾管理者（愛知県）及び名古屋海上保安部により安全が確認された時点から供用開始する。
- 緊急物資輸送のための暫定供用開始後も、引き続き航路啓開・被災施設の応急復旧を実施する。

(3) 緊急物資輸送

1) 緊急物資輸送の行動計画と役割分担

緊急物資輸送の行動計画は、関係機関が各々の役割分担に基づき実施する。発災後、直ちに体制構築および被災状況把握を行った上で、航路啓開、岸壁復旧および臨港道路の応急復旧活動を行う。発災後 72 時間（3 日間）で、耐震強化岸壁（神野ふ頭 7 号、船渡ふ頭 3 号、蒲郡ふ頭 9 号、田原ふ頭 2 号）において緊急物資の輸送を開始し、その後、他の施設の応急復旧を行い、本格的な緊急物資輸送に対応する。

三河港	目標時間			関係者の役割分担										連携												
	発災～24時間	24時間～72時間	72時間～	行政関係者等				港湾利用者						C I Q	道路 管理者	自治 体										
				三河 港湾 事務所	三河 港湾 事務所 愛知 県	三河 海上 保安 署	災害 協定 団体	水先 案内 人	曳船 業者	海運 業者	港運 業者	陸運 業者	中部 運輸 局													
体制構築 航路啓開 岸壁復旧 臨港道路	体制構築、被災情報の収集 被害想定 ^(*)			※強震計、GPS波浪計、海洋短波レーダーの観測データに基づく被害想定について検討中（中部地整）										◎	◎	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	①三河港に接続する緊急確保航路の啓開			◎	△	○	○																			
	②耐震強化岸壁に接続する港湾区域内の啓開			△	◎	○	○																			
	○その他利用可能な岸壁に接続する港内水域の啓開			△	◎	○	○																			
	○耐震強化岸壁の被災状況調査 ○耐震強化岸壁の背後ヤードの被災状況調査			◎	◎	○	○																			
道路啓開 緊急物資輸送活動	津波警報の解除等（想定）			緊急物資の輸送開始																						
	⑤耐震強化岸壁に接続する臨港道路の啓開			△	◎	○	○																	△		
	⑥内陸道路の啓開（臨港道路以外）				△																			◎		
⑦緊急物資の海上輸送			△						△	△	○	○	△	◎									△			
⑧緊急物資の港湾荷役													○	◎	○								△			
⑨緊急物資の陸上輸送														○	◎								△			

※津波警報解除等により海上作業の安全性が確認された後に、現地作業を開始する。

【凡例】 ◎…主導的役割を担う主体（幹事役）、○…主導的役割を担う主体、△…協議・調整の対象となる主体

図-11 三河港における行動計画と役割分担

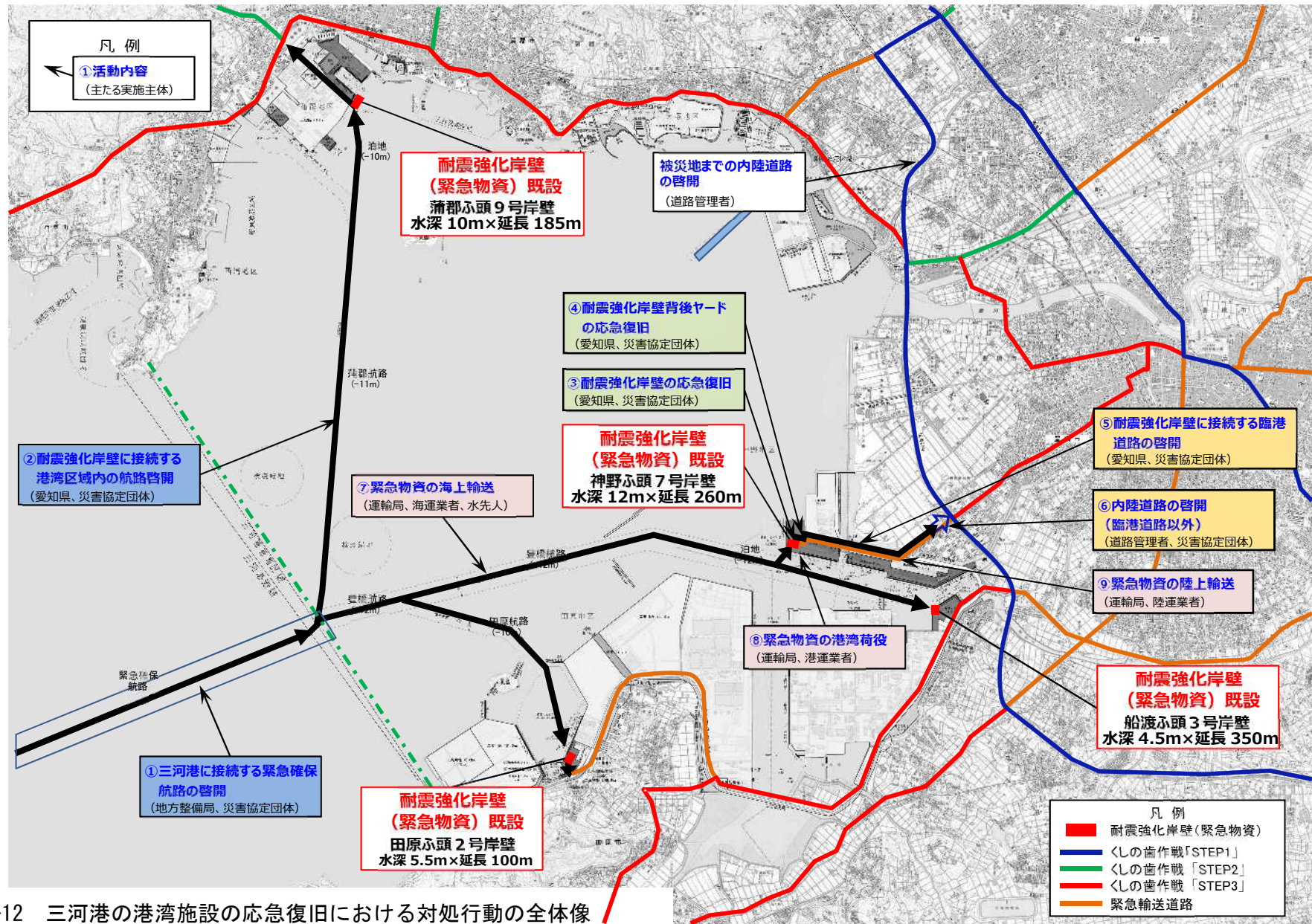


図-12 三河港の港湾施設の応急復旧における対処行動の全体像

行動内容	①三河港に接続する緊急確保航路の啓開		
実施主体	中部地方整備局港湾空港部	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾区域外の緊急確保航路における航路啓開の作業方針および優先順位を決定する。 	
	中部地方整備局名古屋港湾事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾区域外の緊急確保航路における深浅測量及び浮遊物の除去を行う。 ・沈降障害物の除去等の災害協定団体による航路啓開作業の監督・指示する。 ・応急公用負担権限の行使の発動を行う。 	
	中部地方整備局三河港湾事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・中部地方整備局名古屋港湾事務所の指示に基づき、災害協定団体の活動を監督・指示する。 	
関係者	愛知県三河港務所		<ul style="list-style-type: none"> ・緊急確保航路と港湾区域内の航路の接続部付近の啓開作業について、中部地方整備局港湾空港部および三河港湾事務所と調整を行う。
	名古屋海上保安部		<ul style="list-style-type: none"> ・船舶交通の整理・指導を行うとともに、船舶への情報提供を行う。 ・水路の安全確保および航路標識の状況把握、応急復旧を行う。
	災害協定団体 (国協定)	(一社) 日本海上起重技術協会 中部支部	<ul style="list-style-type: none"> ・災害協定に基づき、中部地方整備局港湾空港部の要請に応じて作業船団を派遣する。 ・三河港湾事務所の監督・指示に基づき、浮遊物・海底障害物を除去する。
		(一社) 日本埋立浚渫協会 中部支部	
		中部港湾空港建設協会連合会	
全国浚渫業協会東海支部	(一社) 海洋調査協会	<ul style="list-style-type: none"> ・災害協定に基づき、中部地方整備局港湾空港部の要請に応じて測量班・機材を派遣する。 ・三河港湾事務所の監督・指示に基づき、深浅測量および海底障害物の調査等を実施する。 	

行動内容	②耐震強化岸壁（神野ふ頭7号、船渡ふ頭3号、蒲郡ふ頭9号、田原ふ頭2号）に接続する港湾区域内の航路啓開		
実施主体	愛知県三河港務所 <ul style="list-style-type: none"> ・港湾区域内の航路における深浅測量及び浮遊物の除去を行う。 ・沈降障害物の除去等の災害協定団体による航路啓開作業の監督・指示する。 ・応急公用負担権限の行使の発動を行う。 (被害の状況に応じて、中部地方整備局港湾空港部に支援要請を行う。) 		
関係者	中部地方整備局港湾空港部 <p>(港湾管理者(愛知県)からの支援要請を受け、中部地方整備局三河港湾事務所に支援活動の指示を行う。)</p>		
	中部地方整備局三河港湾事務所 <p>(港湾管理者(愛知県)が実施する港湾区域内の浮遊物・海底障害物の除去作業を支援する)</p>		
	名古屋海上保安部 <ul style="list-style-type: none"> ・船舶交通の整理・指導を行うとともに、船舶への情報提供を行う。 ・水路の安全確保および航路標識の状況把握、応急復旧を行う。 		
	災害協定団体(県協定)	愛知県港湾空港建設協会	<ul style="list-style-type: none"> ・災害協定に基づき、愛知県の要請に応じて作業船団を派遣する。 ・港湾管理者(愛知県)の監督・指示に基づき、浮遊物・海底障害物を除去する。
	災害協定団体(国協定)	(一社)日本海上起重技術協会 中部支部	(災害協定に基づき、中部地方整備局港湾空港部の要請に応じて作業船団を派遣する。) (三河港湾事務所の監督・指示に基づき、浮遊物・海底障害物を除去する。)
		(一社)日本埋立浚渫協会 中部支部	
中部港湾空港建設協会連合会			
全国浚渫業協会東海支部			
災害協定団体(県協定)(国協定)	(一社)海洋調査協会 <ul style="list-style-type: none"> ・災害協定に基づき、愛知県の要請に応じて測量班・機材を派遣する。 ・港湾管理者(愛知県)の監督・指示に基づき、深浅測量および海底障害物の調査等を実施する。 (災害協定に基づき、中部地方整備局港湾空港部の要請に応じて測量班・機材を派遣する。) ・(三河港湾事務所の監督・指示に基づき、深浅測量および海底障害物の調査等を実施する。) 		

※ () で示した行動は、愛知県建設部港湾課の支援要請があった場合に実施する

8. 緊急物資の輸送

<p>行動内容</p>	<p>③耐震強化岸壁（神野ふ頭7号、船渡ふ頭3号、蒲郡ふ頭9号、田原ふ頭2号岸壁）の応急復旧</p>		
<p>実施主体</p>	<p>愛知県三河港務所</p>	<p>・神野ふ頭7号、船渡ふ頭3号、蒲郡ふ頭9号、田原ふ頭2号の応急復旧 （被害の状況に応じて、中部地方整備局港湾空港部に支援要請を行う。）</p>	
	<p>中部地方整備局港湾空港部</p>	<p>（港湾管理者（愛知県）からの支援要請を受け、中部地方整備局三河港湾事務所に支援活動の指示を行う。）</p>	
	<p>中部地方整備局三河港湾事務所</p>	<p>（港湾管理者（愛知県）が実施する神野ふ頭7号、船渡ふ頭3号、蒲郡ふ頭9号、田原ふ頭2号岸壁の応急復旧作業を支援する）</p>	
<p>関係者</p>	<p>災害協定団体 （県協定）</p>	<p>（一社）愛知県建設業協会 （一社）愛知県土木研究会 （一社）日本建設業連合会中部支部</p>	<p>・災害協定に基づき、愛知県の要請に応じて作業班を派遣する。 ・港湾管理者（愛知県）の監督・指示に基づき、神野ふ頭7号、船渡ふ頭3号、蒲郡ふ頭9号、田原ふ頭2号岸壁の応急復旧等の措置を行う。</p>
		<p>愛知県港湾空港建設協会</p>	<p>・災害協定に基づき、愛知県の要請に応じて作業班を派遣する。</p>
	<p>（一社）海洋調査協会</p>	<p>・災害協定に基づき、愛知県の要請に応じて測量班・機材を派遣する。</p>	
	<p>災害協定団体 （国協定）</p>	<p>（一社）日本海上起重技術協会 中部支部</p>	<p>（災害協定に基づき、中部地方整備局港湾空港部の要請に応じて作業班を派遣する。） （三河港湾事務所の監督・指示に基づき、神野ふ頭7号、船渡ふ頭3号、蒲郡ふ頭9号、田原ふ頭2号岸壁の応急復旧等の措置を行う）</p>
<p>（一社）日本埋立浚渫協会 中部支部</p>			
<p>中部港湾空港建設協会連合会</p>			
<p>全国浚渫業協会東海支部</p>			

※（ ）で示した行動は、愛知県建設部港湾課の支援要請があった場合に実施する

<p>行動内容</p>	<p>④耐震強化岸壁（神野ふ頭7号、船渡ふ頭3号、蒲郡ふ頭9号、田原ふ頭2号岸壁）の背後ヤードの応急復旧</p>		
<p>実施主体</p>	<p>愛知県三河港務所</p>	<p>・神野ふ頭7号、船渡ふ頭3号、蒲郡ふ頭9号、田原ふ頭2号岸壁の背後ヤードの応急復旧 （被害の状況に応じて、中部地方整備局港湾空港部に支援要請を行う。）</p>	
<p>関係者</p>	<p>中部地方整備局港湾空港部</p>	<p>（港湾管理者（愛知県）からの支援要請を受け、中部地方整備局三河港湾事務所に支援活動の指示を行う。）</p>	
	<p>中部地方整備局三河港湾事務所</p>	<p>（港湾管理者（愛知県）が実施する神野ふ頭7号、船渡ふ頭3号、蒲郡ふ頭9号、田原ふ頭2号岸壁の背後ヤードの応急復旧作業を支援する）</p>	
	<p>災害協定団体 （県協定）</p>	<p>（一社）愛知県建設業協会 （一社）愛知県土木研究会 （一社）日本建設業連合会中部支部</p>	<p>・災害協定に基づき、愛知県の要請に応じて作業班を派遣する。 ・港湾管理者（愛知県）の監督・指示に基づき、ヤードに散乱した瓦礫の撤去、エプロンとヤードの間の段差の応急復旧等の措置を行う。</p>
		<p>愛知県港湾空港建設協会</p>	<p>・災害協定に基づき、愛知県の要請に応じて作業班を派遣する。</p>
<p>（一社）海洋調査協会</p>	<p>・災害協定に基づき、愛知県の要請に応じて測量班・機材を派遣する。</p>		

8. 緊急物資の輸送

行動内容		⑤耐震強化岸壁（神野ふ頭7号、船渡ふ頭3号、蒲郡ふ頭9号、田原ふ頭2号岸壁）に接続する臨港道路の啓開		
実施主体	愛知県三河港務所	・臨港道路の瓦礫除去および道路の応急復旧 （被害の状況に応じて、中部地方整備局港湾空港部に支援要請を行う。）		
関係者	中部地方整備局港湾空港部	（道路管理者（愛知県）からの支援要請を受け、中部地方整備局三河港湾事務所に道路啓開作業の支援指示を行う。）		
	中部地方整備局三河港湾事務所	（道路管理者（愛知県）が実施する道路啓開作業を支援する。）		
	災害協定団体（県協定）	（一社）愛知県建設業協会 （一社）愛知県土木研究会 （一社）日本建設業連合会中部支部	・災害協定に基づき、愛知県の要請に応じて作業班を派遣する。 ・道路管理者（愛知県）の監督・指示に基づき、道路上の障害物の除去および応急復旧を実施する。	
		愛知県港湾空港建設協会	・災害協定に基づき、愛知県の要請に応じて作業班を派遣する。	
		（一社）海洋調査協会	・災害協定に基づき、愛知県の要請に応じて測量班・機材を派遣する。	

行動内容		⑥内陸道路の啓開（臨港道路以外）	
実施主体	道路管理者（愛知県、豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市）	・市道線等の内陸につながる道路の道路啓開と応急復旧	
関係者	中部地方整備局道路部	・「中部版くしの歯作戦」において、愛知県、豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市が実施する道路啓開活動を必要に応じて支援。	
	災害協定団体	・災害協定に基づき、愛知県、豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市の要請に応じて作業班を派遣する。 ・愛知県、豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市の監督・指示に基づき、道路上の障害物の除去および応急復旧を実施する。	

（一部、協議会構成員でない組織も含む）

行動内容		⑦緊急物資の海上輸送
実施主体	中部運輸局	・国、自治体等からの緊急物資海上輸送の要請を受け、伊勢三河湾水先区水先人会、豊橋港運協会、蒲郡港運協会、その他関係団体に対して緊急物資海上輸送に関しての協力要請を行う。
	海運事業者	・自治体、国土交通省海事局、中部運輸局等からの協力要請を受け、船舶による緊急物資の海上輸送を行う。 ※1
関係者	伊勢三河湾水先区水先人会、タグ事業者	・自治体、中部運輸局等からの協力要請を受け、緊急物資を輸送する船舶の入出港、離着岸作業を支援する。
	港運事業者	・自治体、中部運輸局等からの協力要請を受け、緊急物資を輸送する船舶の入出港、離着岸作業を支援する。 ・自治体、中部運輸局等からの協力要請を受け、緊急物資を輸送する船舶からの物資の取卸し、船舶への物資の積み込み作業に必要な労働者、荷役機械等の手配も含め港湾荷役の準備を行う。
	陸運事業者 (愛知県トラック協会)	・自治体、中部運輸局等からの協力要請を受け、緊急物資を陸上輸送する作業に必要なトラック、労働者等の手配も含め陸上輸送の準備を行う。

※1 所属団体からの連絡を受け、船舶による緊急物資の海上輸送を行う (一部、協議会構成員でない組織も含む)

行動内容		⑧緊急物資の港湾荷役
実施主体	中部運輸局	・国、自治体等からの緊急物資海上輸送の要請を受け、豊橋港運協会、蒲郡港運協会、その他関係団体に対して、緊急物資を輸送する船舶からの物資の取卸し、船舶への物資の積み込み作業等の港湾荷役の協力要請を行う。
	港運事業者	・自治体、中部運輸局等からの協力要請を受け、緊急物資を輸送する船舶からの物資の取卸し、船舶への物資の積み込み作業等の港湾荷役を行う。 ・自治体、中部運輸局等からの協力要請を受け、所属する会員に対して、緊急物資の港湾荷役の協力要請を行う。
関係者	名古屋税関	・海外からの支援物資の税関手続き
	名古屋検疫所	・海外から来航する船舶、航空機に対する検疫手続き ・海外からの支援物資(食品等)の検疫所手続き
	名古屋植物防疫所	・海外からの支援物資(食物等)の検疫手続き
	名古屋動物検疫所	・海外からの支援物資(畜産物等)の検疫手続き

(一部、協議会構成員でない組織も含む)

行動内容		⑨緊急物資の陸上輸送
実施主体	陸運事業者 (愛知県トラック協会)	・自治体、中部運輸局等からの協力要請を受け、緊急物資を一次物資拠点等へ陸上輸送する。 ※3 ・自治体、中部運輸局等からの協力要請を受け、所属する会員に対して、緊急物資の陸上輸送の協力要請を行う。
	中部運輸局	・国、自治体等からの緊急物資海上輸送の要請を受け、愛知県トラック協会に緊急物資の陸上輸送の協力要請を行う。

※3 愛知県トラック協会からの連絡を受け、緊急物資を一次物資拠点等へ陸上輸送する

2) 応急復旧における個別の対処行動

応急復旧においては、下記のフローに従い個別の対処行動を行うものとする。個別の対処行動における実施上のポイント等を次頁以降に示す。

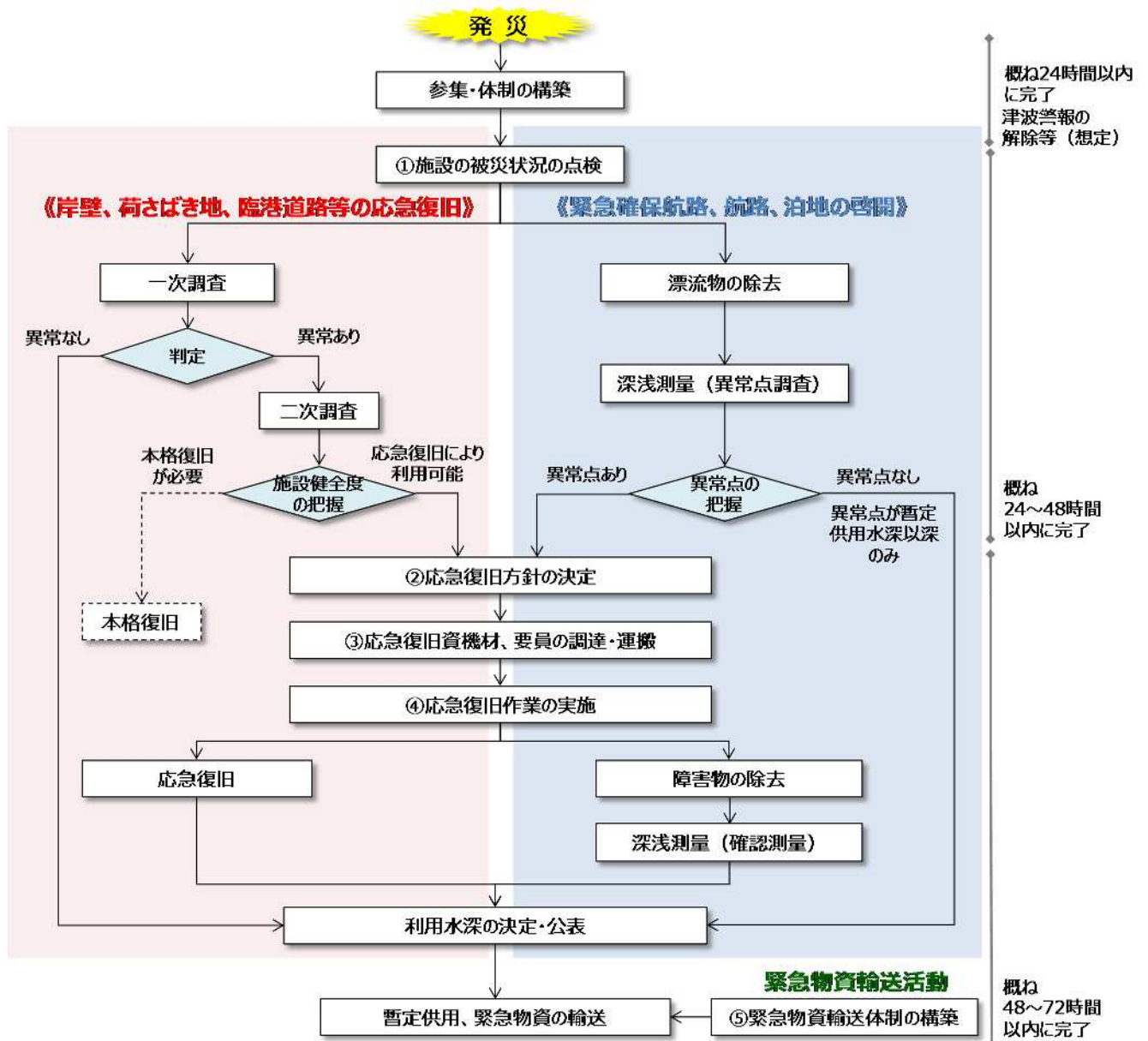


図-13 対処行動のフロー

①施設の被災状況の点検

発災直後に被害情報を入手し、被害の概要を把握する。港湾施設の被災点検においては、耐震強化岸壁に接続する水域及び陸域の被災点検を優先して行う。

被災点検結果については、関係者間で情報共有を図る。

■点検の役割分担

- 国有港湾施設の点検（担当：中部地方整備局三河港湾事務所）
- 国有港湾施設以外の点検（担当：愛知県三河港務所）
- 三河港に接続する緊急確保航路の点検（担当：中部地方整備局三河港湾事務所）

■被災点検方法

《岸壁、ヤード、臨港道路等》

点検は主として、目視で被災箇所の位置、延長、被害程度、被害状況の概略を把握する。

《三河港に接続する緊急確保航路、三河港内の航路及び泊地》

浮遊物を目視調査にて把握し、深淺測量（異常点調査）を行う。

■被災点検内容

- ① 水域施設：目視による漂流物の確認。
- ② 外郭施設：移動、沈下、法線の乱れ、亀裂状況等外観の異常の範囲の確認。
- ③ 係留施設：陥没及び隆起、法線の乱れ、破損、液状化等その範囲の確認。
- ④ 臨港交通施設：陥没（沈下、段差）、亀裂（縦断、横断方向）、破損、液状化等異常の範囲の確認。
- ⑤ 荷さばき地：陥没（沈下、段差）、亀裂（縦断、横断方向）、破損、液状化等異常の範囲の確認。
- ⑥ 照明・標識柱：架空線、ポール等の傾斜及びわん曲状況等の確認。
- ⑦ 上屋等：沈下、傾斜、外壁の亀裂等外観の異常の範囲の確認。

② 応急復旧方針の決定

施設の被災状況の点検結果及び自治体からの要請を踏まえ、緊急物資輸送用の耐震強化岸壁を早急に一部供用（暫定供用）させるための応急復旧方針を決定する。

表-3 応急復旧方針の決定に際しての関係機関

	中部地方整備局 三河港湾事務所	愛知県 三河港務所	名古屋海上保安部 三河海上保安署
①優先啓開ルート、航路啓開 必要範囲・水深の協議・決定	○	○	○
②耐震強化岸壁の使用可否判 断、応急復旧作業の方針	○	○	
③その他利用可能な岸壁の使 用可否判断、 応急復旧作 業の方針	○	○	
④臨港道路啓開ルートの決定	○	○	
⑤ガレキ一次保管場所	○	○	

③ 応急復旧資機材、要員の調達・運搬

災害協定に基づき、応急措置を要請し、応急復旧に必要となる要員や資機材等を調達する。

発災後の限られた資機材を有効に活用した応急復旧方針に基づき応急復旧資機材等の調達を指示する。

■ 資機材・要員の調達・運搬の役割分担

- ・ 締結している災害協定に基づく応急措置の要請
【担当：中部地方整備局港湾空港部、港湾管理者（愛知県）】
- ・ 要請に基づく資機材・要員の調達・運搬
【担当：災害協定団体】
- ・ 航路啓開に必要な資機材の調達は、港湾管理者（愛知県）の要請を受け中部地方整備局が災害協定を締結している建設関連団体に依頼する

表-4 災害協定締結状況

機関	名称	協定締結団体
中部地方 整備局 港湾空港 部	緊急的な応急対策業実施に関する災害協定	一般社団法人日本埋立浚渫協会中部支部
		一般社団法人日本海上起重技術協会中部支部
		中部港湾空港建設協会連合会
		全国浚渫業協会東海支部
	港湾施設点検、港湾施設調査支援に関する災害協定	一般社団法人海洋調査協会
	潜水調査支援に関する災害協定	一般社団法人日本潜水協会
	港湾施設調査・設計支援に関する災害協定	一般社団法人港湾技術コンサルタント協会
	防災エキスパート施設点検支援に関する災害協定	NPO 法人中部みなと防災ネット
TEC-FORCE支援（水中部調査）に関する災害協定	一般社団法人日本潜水協会	
愛知県	災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の緊急的な災害対策支援に関する協定書	一般社団法人日愛知県建設業協会 一般社団法人愛知県土木研究会 一般社団法人日本建設業連合会中部支部
	災害時における愛知県が管理する港湾・漁港施設の緊急的な応急対策の支援に関する協定書	愛知県港湾空港建設協会
	災害時における愛知県が管理する港湾・漁港施設の緊急的な応急対策業務に関する協定書	一般社団法人海洋調査協会

④ 応急復旧作業の実施

耐震強化岸壁に接続する航路・泊地について、航路啓開を実施するとともに耐震強化岸壁、背後ヤード、臨港道路等の応急復旧を行い、港湾機能の早期回復を図る。

■ 官民含めた役割分担

① 浮遊物除去作業

中部地方整備局所有の海洋環境船、港湾業務艇、災害協定団体の作業船の役割を協議し、分担する。

※中部地方整備局が所有する船舶は、緊急確保航路及び開発保全航路の啓開等を優先することとなるが、港湾管理者の要請により、三河港内における航路啓開等に対する支援等も行う。

② 深浅測量（事前測量、確認測量）

中部地方整備局所有の海洋環境整備船、港湾業務艇、災害協定団体の測量船の役割を協議し、分担する。

■ 関係機関の連携

③ 臨港道路啓開

臨港道路管理者とそれに接続する一般道路管理者が連携し道路の啓開作業を実施する。
実施主体（愛知県三河港務所）

④ 航路啓開

緊急確保航路及び三河港内の航路啓開を連携し、作業を実施する。
実施主体（中部地方整備局三河港湾事務所、愛知県三河港務所）

⑤ 緊急物資輸送体制の構築

緊急物資受け入れのため、使用可能な施設を確認し、受け入れ態勢を整える。
また、港湾荷役関係者等の協力を得て作業可能な集積ヤードを確保する。

■ 耐震強化岸壁における緊急物資輸送船の受け入れ準備

- ・ 緊急物資輸送船が入港、着岸してから直ちに荷役が行えるよう体制を構築する。
 - ・ 緊急物資輸送船の着岸を支援するための、着岸位置の標示や綱取りが実施できる体制を構築する。
 - ・ 緊急物資輸送船が着岸した後、直ちに荷さばきを開始できる体制を構築する。
 - ・ 水先人を必要とする船舶について、水先人が乗船できる体制を構築する。
 - ・ タグボートによる操船支援が必要な船舶について、必要隻数を確保する。
- 実施主体（港湾物流関連団体）

(4) 情報の発信

1) 情報発信の体制

情報発信は、港湾管理者（愛知県）と中部地方整備局、名古屋海上保安部の連名で、3者の情報媒体（ホームページ、記者発表等）を通じて発信する。

3者は、以下の内容について責任を持ち、発信する内容を整理する。

表-5 情報発信の責任者と責任を持つ情報

情報発信の責任者	責任を持つ情報
港湾管理者（愛知県）	港湾の被災状況と復旧状況、応急復旧方針、港湾施設の供用再開等
中部地方整備局	港湾の被災状況と復旧状況、応急復旧方針
名古屋海上保安部	海上交通安全、航泊禁止の解除等

2) 情報発信の方法

以下の方法により随時情報発信を行う。

①港湾関係者及び港湾利用者への発信

- ・記者発表、ホームページへの掲載

②協議会構成員への発信

- ・上記の他、電話、FAX、E-mail、掲示板等を使用して周知する。

3) 発信する情報

発信する情報は以下の通りとする。

表-6 発信する情報

項目	内容	情報発信の責任者
港湾施設の被災状況と復旧状況	施設の使用の可否、復旧工事の状況、供用の状況等	港湾管理者（愛知県） 中部地方整備局
港湾施設の供用再開	供用再開の決定、船舶の入港等	港湾管理者（愛知県）
海上交通安全	船舶航行にあたっての注意事項や、航行禁止水域等	名古屋海上保安部
航泊禁止の解除等	航泊禁止の解除等、水域、吃水制限	名古屋海上保安部

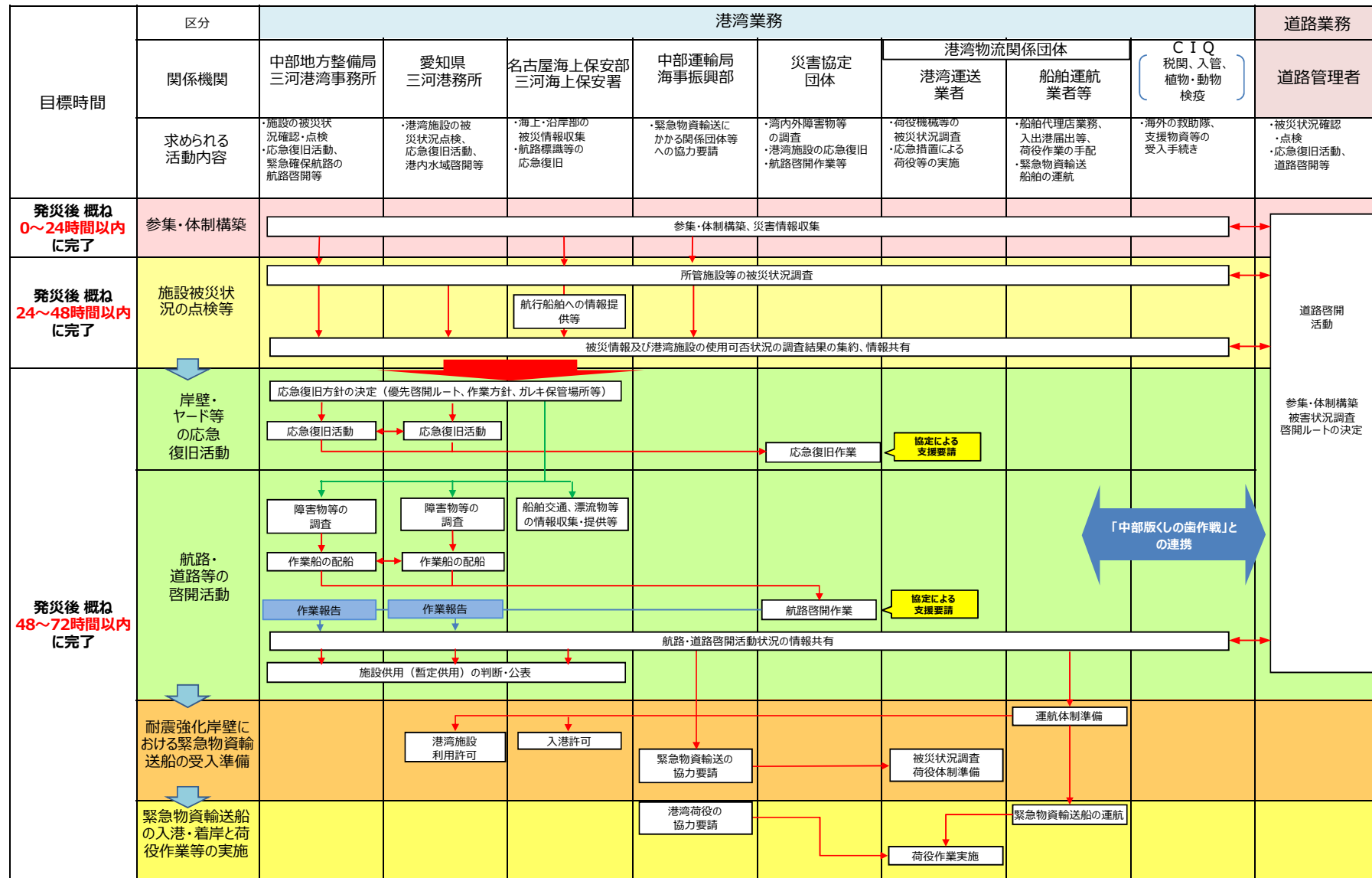


図-14 緊急物資輸送に係る関係者の役割とフロー図